



第46回

## 定時株主総会 招集ご通知

---

日時 2023年6月29日(木曜日)午前10時  
(受付開始 午前9時)

場所 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号  
住友不動産西新宿ビル3号館2階  
ベルサール西新宿 ROOM1  
末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

議案 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役12名選任の件  
第4号議案 補欠監査役2名選任の件  
第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

### 目次

第46回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	7
連結計算書類	25
計算書類	27
監査報告	29
株主総会参考書類	35

お土産の配布、株主総会終了後の会社説明会の開催はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社ミロク情報サービス

証券コード 9928

証券コード 9928  
2023年6月9日

株 主 各 位

東京都新宿区四谷四丁目29番地1  
**株式会社ミロク情報サービス**  
代表取締役社長 是 枝 周 樹

## 第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.mjs.co.jp/ir/stock/shareholders-meeting/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「第46回定時株主総会招集ご通知」を選択のうえ、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9928/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ミロク情報サービス」または「コード」に当社証券コード「9928」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.tosyodai54.net>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットにより議決権を行使される場合は、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

#### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号  
住友不動産西新宿ビル3号館2階  
ベルサール西新宿 ROOM1  
（開催場所は昨年と同様です。末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
  - 報告事項 1. 第46期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第46期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役12名選任の件
  - 第4号議案 補欠監査役2名選任の件
  - 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
  - ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
    - ①事業報告「会社の新株予約権等に関する事項」
    - ②事業報告「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
    - ③連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」
    - ④連結計算書類「連結注記表」
    - ⑤計算書類「株主資本等変動計算書」
    - ⑥計算書類「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## ■ 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2023年6月29日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

**場所** 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号  
住友不動産西新宿ビル3号館2階 ベルサール西新宿 ROOM1  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

### インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。議決権行使ウェブサイトおよび議決権行使方法の詳細につきましては、次ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

**行使期限** 2023年6月28日(水曜日) 午後5時

### 郵送で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らず行使期限までに到着するようご投函ください。

**行使期限** 2023年6月28日(水曜日) 午後5時到着

#### お問い合わせ先

ご不明な点は、株主名簿管理人である東京証券代行株式会社までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル 0120-88-0768 (受付時間 午前9時~午後9時)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル 0120-49-7009 (受付時間 平日 午前9時~午後5時)



# インターネットによる議決権行使のご案内

行使  
期限

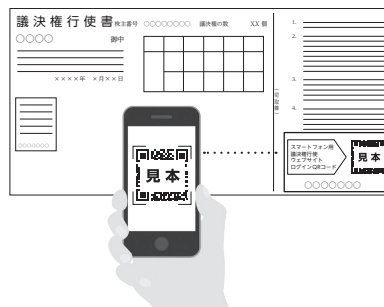
2023年6月28日（水曜日）午後5時

## 「スマート行使」 QRコードを読み取る方法

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンまたはタブレット端末で読み取ってください。

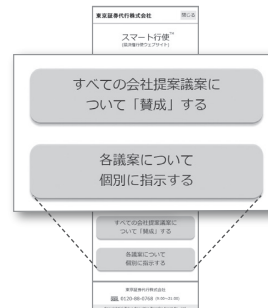
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向け議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願い申し上げます。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向け議決権行使ウェブサイトへ遷移できます。

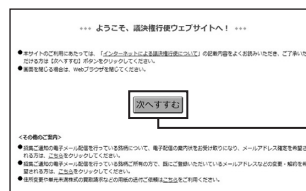


# 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

<https://www.tosyodai54.net>

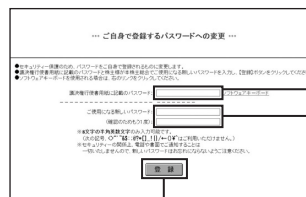
- 1 上記議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話のインターネット利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。  
議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様の負担となります。

機関投資家の皆様へ 議決権電子行使プラットフォームのご利用について  
株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合は、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類



# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和などにより社会経済活動の正常化の動きが見られたものの、原材料や物価の高騰、さらに、金融資本市場の変動等による経済活動への影響が懸念され、先行き不透明な状況で推移しました。

ソフトウェア業界および情報サービス業界においては、企業における人手不足やテレワークをはじめとする働き方改革への対応、業務プロセスのデジタル化の環境整備が進むなど、IT投資需要は高まっております。

当社グループは、このような経営環境のもと、販売力や製品・サービス力の向上による既存顧客との関係維持、満足度向上を図るとともに、新規顧客の開拓による顧客基盤の拡大とこれらに伴うサービス収入の増大、収益基盤の強化に努めました。また、クラウドサービスの拡販に加え、オンプレミス製品の提供形態を、一括で売上が計上される売切り型から利用期間に応じて売上計上されるサブスクリプション型へ徐々に移行を進めており、クラウド・サブスク型ビジネスモデルへの転換に伴うさらなる収益性の改善を目指しております。

販売面では、当期より新イメージキャラクターにホラン千秋さんを起用し、テレビCMをはじめ、新たなプロモーション活動を行いました。また、改正電子帳簿保存法やインボイス制度対応、セキュリティ対策など、お客様の関心の高い分野のオンラインセミナー・研修会の開催、各種イベントへの出展など、積極的な販売促進活動を行いました。さらに、デジタルマーケティングやオンライン商談ツールを活用しつつ、全国主要都市にある直接販売網の強みを活かし、地域に根差した営業・サポート活動を展開しました。多くのお客様に主力のERP製品や各種サービスを訴求するとともに、IT導入補助金を活用しつつ、お客様に最適な製品・サービスを提供し、IT化、DX（※）推進による業務効率化、生産性向上を支援しました。併せて、昨年4月にソリューション支社を4支社新設し、中堅・中小企業向けのソリューションビジネス体制を強化しました。

※デジタル技術を利用してビジネススタイルを変えていく取り組みで、働き方改革のような業務プロセス改革や、革新的なサービスを生み出し、変革することです。

開発面では、中堅企業向けERPシステム「Galileopt DX（ガリレオプト ディーエックス）」を開発し、提供を開始しました。また、クラウド型電子契約サービス「MJS e-ドキュメントCloudサイン」の提供を開始し、当社のERPシステムや証憑書類をデータセンターに保存するクラウドサービス「MJS e-ドキュメントCloudキャビネット」等と併せてご利用いただくことで、改正電子帳簿保存法への対応に加え、業務効率化を実現します。



さらに、国際標準規格「Peppol（ペポル）」に準拠した電子インボイスの送受信に対応するクラウドサービス「MJS e-Invoice（エムジェイエス イーインボイス）」を開発し提供を開始しました。

当社グループが提供する多彩なERP製品・各種クラウドサービスにおいて、改正電子帳簿保存法やインボイス制度などの法制度改正への対応を確実に行うとともに、多様な他社製品とのAPI連携を実現するなど、お客様ニーズに即した機能改良を継続して行い、新たな付加価値の提供に努めました。また、子会社のトライベック株式会社が、中小企業支援プラットフォーム「Hirameki 7（ヒラメキセブン）」を開発し、昨年7月よりサービスを提供しております。当社グループの新規事業である統合型DXプラットフォーム事業としてサービスを開始し、今後さらにサービスや新たなコンテンツを充実させる計画です。

当社グループは、「中期経営計画Vision2025」に掲げた「既存ERP事業の進化・ビジネスモデルの変革と新規事業によるイノベーション創出」を実現するための基本戦略に基づいて、継続的な企業価値の向上を目指します。

このような事業活動により、中堅・中小企業向けの主力ERP製品を中心にソフトウェア売上が増加し、併せて新規顧客へのシステム導入に伴うソフトウェア保守収入が伸長しました。さらにクラウドサービスの利用社数の増加に加え、ERP製品の一部サブスクリプション型での提供によりソフトウェア使用料収入が伸長し、ストック型の安定的なサービス収入が大きく増加しました。

これらの結果、当社グループの連結業績は次のとおりとなりました。

区 分	当 連 結 会 計 年 度	前 連 結 会 計 年 度 比
売 上 高	414億61百万円	13.3%増
営 業 利 益	60億84百万円	27.0%増
経 常 利 益	58億39百万円	22.4%増
親会社株主に帰属する当期純利益	37億67百万円	16.6%減

品目別の売上高は次のとおりとなりました。

品名	当連結会計年度 売上高	前連結会計年度比	
システム 導入契約 売上高	ハードウェア	39億39百万円	26.7%増
	ソフトウェア	138億 2百万円	11.2%増
	ユースウェア	59億 4百万円	25.4%増
	小 計	236億46百万円	16.8%増
サービ ス 収 入	トータル・バリューサービス (TVS)	25億34百万円	0.6%増
	ソフト使用料	39億34百万円	41.6%増
	ソフトウェア運用支援サービス	56億84百万円	1.6%増
	ハードウェア・ネットワーク保守サービス	15億18百万円	0.9%増
	サプライ・オフィス用品	5億82百万円	3.9%減
小 計	142億55百万円	9.6%増	
その他	35億59百万円	6.1%増	
合 計	414億61百万円	13.3%増	

(注) 1. 「トータル・バリューサービス (TVS)」は、会計事務所向けの総合保守サービスです。  
2. 「ソフトウェア運用支援サービス」は、企業向けの総合保守サービスです。

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の主なものは、職場環境改善を目的とした拠点の整備費用や、業務効率および生産性向上を目的とする業務用コンピュータなどへの投資であり、設備投資総額は3億1百万円であります。

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金および借入金により賄いました。

## 4. 対処すべき課題

当社は設立以来、全国の会計事務所と中堅・中小企業に対して、最適な経営システムおよび経営ノウハウならびに経営情報サービスを開発・提供し、お客様の経営革新、業務改善を支援することにより、その成長・発展に貢献することを経営の基本方針として事業活動を推進してまいりました。

ウィズコロナ政策のもとで経済活動の正常化が期待されるものの、資源・原材料価格の高騰による物価の上昇、さらに金融資本市場の変動等による経済活動への影響が懸念され、景気の先行きは依然として不透明な状況が続くものと考えられます。

一方、企業における人手不足への対応、テレワークをはじめとする働き方改革への取り組み等を背景に、生産性の向上や業務効率化、職場環境整備を目的としたIT投資の需要自体はより一層高まる傾向にあります。

デジタル技術の進化も相まって新たなビジネスモデルによるサービスが拡大し、ソフトウェア業界および情報サービス業界も急速に変化しています。

このような経営環境の変化の中で、当社グループは、「中期経営計画Vision2025」および「サステナビリティ経営」を推進することにより、継続的な企業価値の向上を目指しております。

### (1) 中期経営計画Vision2025

既存ERP事業の進化・ビジネスモデルの変革と新規事業によるイノベーション創出を実現するための戦略として「中期経営計画Vision2025」を掲げております。同経営計画においては、経営目標を達成するための基本戦略の実行が重要課題となります。

#### <2025年度の経営目標>

区 分	経 営 目 標
売 上 高	550億円
経 常 利 益	125億円
自己資本利益率（ROE）	20%超

#### <基本戦略>

1. 会計事務所ネットワークNo.1 戦略
2. 中堅・中小企業向け総合ソリューション・ビジネス戦略
3. 統合型DXプラットフォーム戦略（新規事業領域）
4. クラウド・サブスク型ビジネスモデルへの転換
5. グループ連携強化によるグループ会社の独自成長促進
6. 戦略実現を加速する人材力・経営基盤強化

### (2) サステナビリティ経営

当社の事業は、日本の経済・社会を支える中小企業の経営課題を解決し、その成長・発展に寄与することを目的としています。そして、中小企業の発展が、多くの雇用を創出して地域経済を活性化します。まさに当社は日本社会の持続的な成長に貢献する企業を目指して経営活動を行っています。

今後も、最新テクノロジーを活用したイノベーションの創出に挑戦し続け、社会の課題解決に繋がる事業活動を推進するとともに、新たな価値創造を重ねることで継続的な企業価値の向上を目指してまいります。

## <サステナビリティ基本方針>

私たちは、企業理念のもと、税理士・公認会計士事務所と共に、中小企業の成長・発展を支援し、また、中小企業のサステナビリティ経営を推進することで、持続可能な社会の実現と企業価値の向上を目指します。

1. DX推進による地球環境への貢献
2. 会計事務所と中小企業の経営革新、成長・発展を支援
3. 多様なプロフェッショナル人材が活躍する働きがいのある職場づくり
4. 健全成長のためのガバナンスの強化

### <マテリアリティ（重要課題）とSDGs>

当社グループは、持続可能な社会の実現に貢献する企業であり続けるために、ステークホルダーにとっての重要度と当社グループ事業にとっての重要度の2軸で取り組むべき課題を分類し、特に優先して取り組むべき9つの重要課題を特定しています。また、特定したマテリアリティとSDGs（持続可能な開発目標）との関連付けを行いました。

#### マテリアリティ

#### SDGsとの関係

1. DX推進による地球環境への貢献
  - 1-1 事業活動を通じたDX推進による環境負荷の軽減



2. 会計事務所と中小企業の経営革新、成長・発展を支援
  - 2-1 高品質で安定したERP製品・経営情報サービスの提供
  - 2-2 DXを促進させるイノベティブな新規事業への取り組み
  - 2-3 会計事務所との協業・共創の推進
  - 2-4 知的資本の蓄積



3. 多様なプロフェッショナル人材が活躍する働きがいのある職場づくり
  - 3-1 人材の確保と育成、成長機会の創出
  - 3-2 ダイバーシティと働き方改革の推進



4. 健全成長のためのガバナンスの強化
  - 4-1 コーポレートガバナンスの徹底
  - 4-2 情報セキュリティの徹底

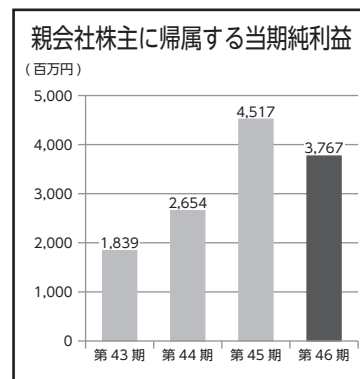
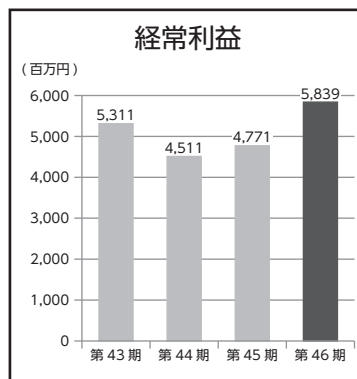
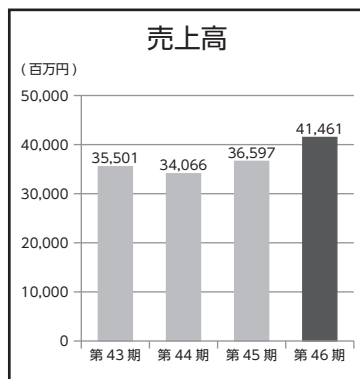


すべてのステークホルダーの皆様のご期待にお応えできるよう、今後も企業価値向上に向けて一層努力してまいります。

## 5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第43期 (2020年3月期)	第44期 (2021年3月期)	第45期 (2022年3月期)	第46期 (当連結会計年度 (2023年3月期))
売上高(百万円)	35,501	34,066	36,597	41,461
経常利益(百万円)	5,311	4,511	4,771	5,839
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,839	2,654	4,517	3,767
1株当たり当期純利益(円)	59.59	86.53	149.78	126.18
総資産(百万円)	38,348	42,958	43,487	45,793
純資産(百万円)	19,029	20,430	22,630	24,775
1株当たり純資産(円)	615.97	655.66	743.26	813.13

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第45期の期首から適用しております。



## 6. 重要な子会社および関連会社の状況（2023年3月31日現在）

### (1) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エヌ・テー・シー	97百万円	100%	ソフトウェアの開発・販売 ソフトウェア等の導入支援サービス ソフトウェアの運用支援サービス ハードウェアの販売
株式会社エム・エス・アイ	90百万円	100%	ソフトウェアの開発・販売 ソフトウェア等の導入支援サービス ソフトウェアの運用支援サービス ハードウェアの販売
リード株式会社	140百万円	100%	ソフトウェアの開発・販売 ソフトウェア等の導入支援サービス ソフトウェアの運用支援サービス
株式会社MJS M&Aパートナーズ	240百万円	100%	M&Aに関する斡旋、仲介、助言およびコンサルティング 事業承継、事業再編、企業再生に関する経営コンサルティング M&Aおよび事業承継等における財産評価の受託 企業価値に関する調査・評価の受託
株式会社MJS Finance & Technology	364百万円	100%	フィンテックサービスおよび経理・会計業務のデジタル化コンサルティング 会社経営・企業再生・創業支援コンサルティングおよび投融資 チャットボット「SPALO（スパロ）」事業
Miroku Webcash International株式会社	158百万円	66.6%	アカウントアグリゲーションサービスの提供 フィンテックサービスの開発・提供 ソフトウェア・ウェブシステムの受託開発
株式会社トランストラクチャ	80百万円	100%	組織および人事に関する調査診断、制度設計サービス 雇用施策および人材開発に関するサービス 人事制度の導入・運用支援サービス
スパイス株式会社	50百万円	100%	店舗内現金管理・流通効率化業務 決算に関する事務代行 事業開発コンサルティング

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
トライベック株式会社	310百万円	74.2%	デジタルマーケティング支援事業 メディア事業・広告代理事業 DXプラットフォーム事業 エクスペリエンスマネジメント事業
株式会社 Biz Magic	30百万円	86.4%	ソフトウェアの開発・販売 ソフトウェア等の導入支援サービス ソフトウェアの運用支援サービス

- (注) 1. スパイス株式会社に対する当社の議決権比率は、株式会社MJS Finance & Technologyを通じての間接保有分です。
2. 当社は、2023年2月にトライベック株式会社による第三者割当増資を引き受け、同社の議決権の74.2%を保有することとなりました。
3. 当社は、2022年8月に株式会社カイエンシステム開発から株式会社BizMagicの株式80%を取得し、同社を連結子会社といたしました。また当社は、2022年9月に、同社による第三者割当増資を引き受け、同社の議決権の86.4%を取得することとなりました。
4. 当社は、2022年11月に株式会社フーバーブレインに対し株式会社アド・トップの株式を譲渡し、同社を連結子会社から除外しました。

## (2) 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
プライマル株式会社	60百万円	33.3%	ソフトウェアの開発・販売 ソフトウェア等の導入支援サービス ソフトウェアの運用支援サービス
株式会社韓国NFC	1,573百万 韓国ウォン	21.9%	近距離無線通信(NFC)による決済サービスの開発および販売
株式会社KACHIEL	100百万円	33.5%	会計事務所向けセミナー・教材の企画・販売 士業事務所の経営支援 AI・RPA等による士業事務所の生産性向上支援 税理士向け共済商品の提供 M&A支援

## 7. 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

- (1) 業務用アプリケーションソフトウェア(経営・財務・税務・販売・給与・人事等)の開発・販売とそのシステム導入・運用に関わるコンサルティングサービス
- (2) コンピュータハードウェア(汎用サーバ・パソコン・周辺機器等)、サプライ用品の販売
- (3) 上記ソフトウェアおよびハードウェア等の保守サービス



## 8. 主要な事業所（2023年3月31日現在）

### (1) 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区	ソリューション静岡支社	静岡県静岡市
東京開発センター	東京都中野区	名古屋支社	愛知県名古屋市
長岡開発センター	新潟県長岡市	ソリューション中部支社	愛知県名古屋市
札幌支社	北海道札幌市	金沢支社	石川県金沢市
ソリューション北海道支社	北海道札幌市	ソリューション北陸支社	石川県金沢市
道東サービスセンター	北海道北見市	京都支社	京都府京都市
盛岡支社	岩手県盛岡市	大阪支社	大阪府大阪市
仙台支社	宮城県仙台市	ソリューション近畿支社	大阪府大阪市
ソリューション東北支社	宮城県仙台市	神戸支社	兵庫県神戸市
さいたま支社	埼玉県さいたま市	姫路営業所	兵庫県姫路市
ソリューション関東信越支社	埼玉県さいたま市	岡山支社	岡山県岡山市
群馬支社	群馬県前橋市	高松支社	香川県高松市
長野支社	長野県長野市	松山営業所	愛媛県松山市
新潟支社	新潟県新潟市	ソリューション四国支社	香川県高松市
千葉支社	千葉県千葉市	広島支社	広島県広島市
ソリューション千葉支社	千葉県千葉市	ソリューション中国支社	広島県広島市
東京第一支社	東京都千代田区	北九州支社	福岡県北九州市
ソリューション第一支社	東京都千代田区	福岡支社	福岡県福岡市
東京第二支社	東京都新宿区	ソリューション九州支社	福岡県福岡市
ソリューション第二支社	東京都新宿区	長崎支社	長崎県長崎市
B P ・ S I 推 進 支 社	東京都新宿区	大分支社	大分県大分市
八王子支社	東京都八王子市	熊本支社	熊本県熊本市
横浜支社	神奈川県横浜市	ソリューション南九州支社	熊本県熊本市
ソリューション神奈川支社	神奈川県横浜市	鹿児島支社	鹿児島県鹿児島市
静岡支社	静岡県静岡市	沖縄支社	沖縄県那覇市

## (2) 子会社

会 社 名	所 在 地
株 式 会 社 エ ヌ ・ テ ー ・ シ ー	新潟県長岡市
株 式 会 社 エ ム ・ エ ス ・ ア イ	東京都新宿区
リ ー ド 株 式 会 社	群馬県前橋市
株 式 会 社 M J S M & A パ ー ト ナ ー ズ	東京都新宿区
株 式 会 社 M J S F i n a n c e & T e c h n o l o g y	東京都新宿区
M i r o k u W e b c a s h I n t e r n a t i o n a l 株 式 会 社	東京都港区
株 式 会 社 ト ラ ン ス ト ラ ク チ ャ	東京都千代田区
ス パ イ ス 株 式 会 社	東京都新宿区
ト ラ イ ベ ッ ク 株 式 会 社	東京都港区
株 式 会 社 B i z M a g i c	東京都渋谷区

## 9. 使用人の状況（2023年3月31日現在）

### (1) 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
2,028名	93名増

### (2) 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,547名	101名増	38.5歳	11.6年

(注) 使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員数です。なお、臨時雇用者の数は含まれておりません。

## 10. 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	403百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	243百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	204百万円

## Ⅱ. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 135,000,000株
2. 発行済株式の総数 34,806,286株  
(うち自己株式数4,947,980株)
3. 株主数 5,371名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 エヌ ケー ホール ディング ス	10,171千株	34.07%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,419千株	8.10%
OASIS JAPAN STRATEGIC FUND LTD.	1,050千株	3.52%
是 枝 伸 彦	1,036千株	3.47%
株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ	1,030千株	3.45%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	700千株	2.35%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	686千株	2.30%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	459千株	1.54%
ミロク情報サービス社員持株会	452千株	1.52%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	371千株	1.24%

- (注) 1. 当社は自己株式 (4,947,980株) を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。  
2. 持株比率は自己株式 (4,947,980株) を控除して計算しております。

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役および監査役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	是 枝 伸 彦	取締役会議長
代表取締役社長	是 枝 周 樹	最高経営責任者
取締役副会長	鈴 木 正 徳	DX事業戦略室担当 株式会社MJS M&Aパートナーズ 取締役会長 長野計器株式会社 社外取締役 ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン株式会社 社外取締役
取締役副社長	由 井 俊 光	最高執行責任者 営業本部長
取 締 役	寺 沢 慶 志	最高財務責任者 最高情報責任者 経営管理本部長兼社長室長 株式会社MJS Finance & Technology 代表取締役
取 締 役	岩 間 崇 浩	最高技術責任者 製品開発・サポート本部長
取 締 役	大久保 利 治	税経システム研究所所長代行
取 締 役	松 田 修 一	株式会社コメリ 社外取締役 ウエルインベストメント株式会社 取締役フェウンダー
取 締 役	五 味 廣 文	株式会社SBI新生銀行 取締役会長 アイダエンジニアリング株式会社 社外取締役 アステリア株式会社 社外取締役 株式会社ZUU 社外取締役
取 締 役	北 畑 隆 生	学校法人新潟総合学院開志専門職大学 理事・学長 セーレン株式会社 社外取締役 日本ゼオン株式会社 社外取締役
取 締 役	石 山 卓 磨	会計専門職大学院大原大学院大学 学長 生命保険アンダーライティング学院 学院長
常 勤 監 査 役	牧 野 博 史	
監 査 役	薄 井 信 明	
監 査 役	但 木 敬 一	株式会社アール・エス・シー 社外取締役 日本生命保険相互会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 2022年6月29日開催の第45回定時株主総会において、北畑隆生氏および石山卓磨氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役副社長由井俊光氏は、2023年3月31日に辞任いたしました。
3. 取締役松田修一氏、取締役五味廣文氏、取締役北畑隆生氏および取締役石山卓磨氏は、社外取締役であります。
4. 監査役薄井信明氏および監査役但木敬一氏は、社外監査役であります。
5. 監査役薄井信明氏は、国税庁長官、大蔵事務次官等を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役但木敬一氏は、法務事務次官、検事総長等を歴任し、弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

7. 当社は、取締役松田修一氏、取締役五味廣文氏、取締役北畑隆生氏、取締役石山卓磨氏、監査役薄井信明氏および監査役但木敬一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額であります。

## 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員等ならびに13ページから14ページに記載の当社の子会社の取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約によって補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による背信行為、犯罪行為もしくは詐欺行為または故意による法令違反等の場合には補填の対象としないこととしております。

当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 4. 取締役および監査役の報酬等

- (1) 当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

### ① 基本方針

当社の取締役の報酬は、多様で優秀な人材を獲得し継続的企業価値のさらなる向上を目指すため、上場企業全体および同業他社の報酬水準を考慮した役割および職責等に相応しい水準として決定することを基本方針とし、固定報酬および業績連動報酬により構成する。なお、社外取締役は、独立した立場から経営の監視・監督機能を担うことから、固定報酬のみ支給するものとする。

- ② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針  
 当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬であり、役位、経験および担当業務を考慮しながら総合的に勘案して決定する。
- ③ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針  
 業績連動報酬等は、成果・業績に対して処遇されるものであり、事業全体から得られる利益と連動するものとする。  
 具体的には、業績連動報酬に係る指標として連結経常利益を採用し、単年度の業績を勘案し決定するものとし、その支給方法は、その総額を月額に按分し毎月金銭報酬として支給する。
- ④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針  
 取締役の種類別の報酬割合については、役位、経験、担当業務およびその業績を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。
- ⑤ 取締役個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項  
 個人別の報酬額については、報酬諮問委員会を中心に取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を審議、決定し、取締役会の承認のもと代表取締役会長、代表取締役社長および取締役経営管理本部長（CFO）にその決定を一任し、受任者は当該方針に基づき協議し決定するものとする。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	387百万円 (51百万円)	319百万円 (51百万円)	67百万円 (-)	- (-)	12名 (5名)
監査役 (うち社外監査役)	40百万円 (21百万円)	40百万円 (21百万円)	- (-)	- (-)	3名 (2名)
合計 (うち社外取締役および社外監査役)	427百万円 (72百万円)	360百万円 (72百万円)	67百万円 (-)	- (-)	15名 (7名)

- (注) 1. 期中に社外取締役から常勤の取締役に変わった1名については、社外取締役在任期間分の報酬についてのみ、社外取締役の報酬等に計上しております。
2. 当社の業績連動報酬は、業績連動報酬の指標である前年度の連結経常利益について、その前期比増減および目標達成度合を勘案して算定され、月額に按分し毎月金銭報酬として支給されております。当該指標を選択した理由は継続的企業価値の向上を図るうえで、事業全体から得られる利益を重視しているためであります。なお、前年度の連結経常利益の実績は4,771百万円、その前年度の実績は4,511百万円、業績予想修正前の前年度の期初の目標は4,000百万円であります。



3. 取締役の金銭報酬の額は、2022年6月29日開催の第45回定時株主総会において年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額80百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち、社外取締役は4名）です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第31回定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
5. 取締役会は、代表取締役会長是枝伸彦、代表取締役社長是枝周樹および取締役経営管理本部長（CFO）寺沢慶志に対し各取締役の基本報酬および業績連動報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適しており、また、従前から役員報酬に関する事務を所管し、報酬諮問委員会の事務局ともなっている人事部門を管掌する点で、取締役経営管理本部長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定は、事前に報酬諮問委員会が決議した方針に基づき行っております。

## 5. 社外役員に関する事項

### (1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ① 社外取締役松田修一氏は、株式会社コメリの社外取締役およびウエルインベストメント株式会社の取締役ファウンダーであります。ウエルインベストメント株式会社は、当社が同社の発行済株式の総数の3.4%を保有する株主であります。当社社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。また、同社と当社とは、投資事業有限責任組合契約を締結していますが、同社との取引は規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断される僅少なものです。株式会社コメリと当社との間に特別な関係はありません。
- ② 社外取締役五味廣文氏は、株式会社SBI新生銀行の取締役会長、アイダエンジニアリング株式会社の社外取締役、アステリア株式会社の社外取締役および株式会社ZUUの社外取締役であります。株式会社SBI新生銀行は、当社の発行済株式の総数（自己株式を除く）の1.0%を保有する株主であります。当社社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。また、同社と当社とは電子決済等代行業に係るAPI利用契約を締結していますが、同社との取引は規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断される僅少なものです。アステリア株式会社と当社とは、当社が技術的な助言を受けるためのアドバイザー契約および当社が同社製品を利用する契約を締結していますが、同社との取引は規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断される僅少なものです。また、当社は同社の株式を保有しておりますが、その保有割合は3.2%であります。アイダエンジニアリング株式会社および株式会社ZUUと当社との間に特別な関係はありません。
- ③ 社外取締役北畑隆生氏は、学校法人新潟総合学院開志専門職大学の理事・学長、セーレン株式会社の社外取締役および日本ゼオン株式会社の社外取締役であります。学校法人新潟総合学院開志専門職大学と当社とは、職業教育実施に係る協定を締結していま



すが、同法人との取引は規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断される僅少なものです。セーレン株式会社および日本ゼオン株式会社と当社との間に特別な関係はありません。

- ④ 社外取締役石山卓磨氏は、会計専門職大学院大原大学院大学の学長および生命保険アンダーライティング学院の学院長であります。会計専門職大学院大原大学院大学および生命保険アンダーライティング学院と当社との間に特別な関係はありません。
- ⑤ 社外監査役但木敬一氏は、株式会社アール・エス・シーの社外取締役および日本生命保険相互会社の社外取締役（監査等委員）であります。日本生命保険相互会社と当社とは、当社事業所に係る賃貸借契約、任意加入団体定期保険に係る契約、生命保険募集代理店契約および金銭消費貸借契約を締結していますが、同法人との取引は規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断される僅少なものです。株式会社アール・エス・シーと当社との間に特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	松田修一	<p>当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席しました。</p> <p>学識経験者、元公認会計士、他社の社外役員として培った会計分野、ベンチャー・中小企業の成長支援に関する高度な知識と豊かな経験を有し、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当事業年度の指名諮問委員会1回、報酬諮問委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。</p>
取締役	五味廣文	<p>当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席しました。</p> <p>大蔵省（現・財務省）・金融庁の要職および他社の社外役員を歴任する中で培った金融行政、経営戦略、ガバナンスに関する高度な知識と豊かな経験を有し、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当事業年度の指名諮問委員会2回、報酬諮問委員会1回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。</p>

区 分	氏 名	活 動 状 況
取締役	北 畑 隆 生	<p>2022年6月29日就任以降の当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席しました。</p> <p>経済産業省の要職および他社の社外役員を歴任し、大学理事・学長として培った新規事業開発、人材育成、ガバナンスに関する高度な知識と豊かな経験を有し、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、就任以降の当事業年度の指名諮問委員会1回、報酬諮問委員会1回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。</p>
取締役	石 山 卓 磨	<p>2022年6月29日就任以降の当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席しました。</p> <p>学識経験者、弁護士、大学学長として培った法務、会計分野に関する高度な知識と豊かな経験を有し、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、就任以降の当事業年度の指名諮問委員会1回、報酬諮問委員会1回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。</p>
監査役	薄 井 信 明	<p>当事業年度開催の取締役会17回および監査役会15回の全てに出席し、また報酬諮問委員会の委員として当事業年度の報酬諮問委員会1回に出席し、議案の審議に対して適宜発言を行っております。</p>
監査役	但 木 敬 一	<p>当事業年度開催の取締役会17回および監査役会15回の全てに出席し、また指名諮問委員会の委員として当事業年度の指名諮問委員会1回に出席し、議案の審議に対して適宜発言を行っております。</p>

## IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 三優監査法人

2. 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	55百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

# 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	27,410	流 動 負 債	20,868
現金及び預金	19,846	買掛金	1,318
受取手形	103	短期借入金	807
売掛金	4,159	1年内償還予定の転換社債型 新株予約権付社債	11,007
契約資産	27	1年内返済予定の長期借入金	220
商品	1,129	未払金	1,142
仕掛品	489	未払費用	447
貯蔵品	34	未払法人税等	1,098
前払費用	764	契約負債	2,180
その他	862	賞与引当金	1,558
貸倒引当金	△6	その他	1,089
固 定 資 産	18,378	固 定 負 債	149
有形固定資産	4,526	役員退職慰労引当金	65
建物及び構築物	1,184	退職給付に係る負債	13
土地	2,888	資産除去債務	21
その他	452	その他	49
無形固定資産	7,185	負 債 合 計	21,018
のれん	252	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	3,787	株 主 資 本	23,169
ソフトウェア仮勘定	3,140	資本金	3,198
その他	6	資本剰余金	2,931
投資その他の資産	6,666	利益剰余金	23,030
投資有価証券	3,899	自己株式	△5,990
長期貸付金	2	その他の包括利益累計額	1,109
長期前払費用	96	その他有価証券評価差額金	1,109
繰延税金資産	1,502	為替換算調整勘定	△0
その他	1,313	非支配株主持分	496
貸倒引当金	△149	純 資 産 合 計	24,775
繰延資産	5	負 債 純 資 産 合 計	45,793
社債発行費	5		
資 産 合 計	45,793		

# 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		41,461
売上原価		15,857
売上総利益		25,603
販売費及び一般管理費		19,519
営業利益		6,084
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	26	
受取配当料	23	
受取手数料	11	
その他	34	
営業外費用		109
支払利息	8	
持分法による投資損失	328	
その他	17	
経常利益		354
特別利益		5,839
投資有価証券売却益	383	
関係会社株式売却益	22	
特別損失		406
貸倒引当金繰入額	144	
のれん償却額	339	
その他	24	
税金等調整前当期純利益		508
法人税、住民税及び事業税	2,056	
法人税等調整額	△110	
当期純利益		5,737
非支配株主に帰属する当期純利益		1,945
親会社株主に帰属する当期純利益		3,792
		24
		3,767

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	22,278	流動負債	19,466
現金及び預金	16,068	買掛金	1,130
受取手形	103	短期借入金	550
売掛金	3,063	1年内償還予定の転換社債型 新株予約権付社債	11,007
契約資産	27	1年内返済予定の長期借入金	220
商品	1,128	リース債務	16
仕掛品	397	未払金	936
貯蔵品	33	未払費用	380
前渡金	259	未払法人税等	998
前払費用	714	未払消費税等	491
その他	499	契約負債	2,119
貸倒引当金	△16	預り金	75
固定資産	20,283	賞与引当金	1,441
有形固定資産	4,174	関係会社事業損失引当金	88
建物	961	その他	9
構築物	7	固定負債	44
工具、器具及び備品	343	リース債務	42
土地	2,808	その他	2
リース資産	53	負債合計	19,511
無形固定資産	6,195	純資産の部	
ソフトウェア	3,236	株主資本	21,946
ソフトウェア仮勘定	2,955	資本金	3,198
その他	2	資本剰余金	3,013
投資その他の資産	9,913	資本準備金	3,013
投資有価証券	3,693	利益剰余金	21,725
関係会社株式	3,770	利益準備金	206
関係会社長期貸付金	20	その他利益剰余金	21,518
破産更生債権等	4	別途積立金	6,985
長期前払費用	93	繰越利益剰余金	14,533
繰延税金資産	1,315	自己株式	△5,990
その他	1,091	評価・換算差額等	1,108
貸倒引当金	△76	その他有価証券評価差額金	1,108
繰延資産	5	純資産合計	23,055
社債発行費	5	負債純資産合計	42,566
資産合計	42,566		

# 損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	35,952
売上原価	12,645
売上総利益	23,307
販売費及び一般管理費	17,000
営業利益	6,306
営業外収益	
受取利息	11
有価証券利息	1
受取配当金	25
受取貸付料	10
受取配当数	23
受取手数料	13
その他	13
営業外費用	
支払利息	5
社債発行手数料	7
支払手数料	8
その他	0
経常利益	6,385
特別利益	
投資有価証券売却益	383
特別損失	
関係会社株式売却損	93
関係会社株式評価損	1,144
その他	192
税引前当期純利益	5,338
法人税、住民税及び事業税	1,895
法人税等調整額	△63
当期純利益	3,506

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社ミロク情報サービス  
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人  
東 京 事 務 所

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員

公認会計士 山 本 公 太  
公認会計士 熊 谷 康 司  
公認会計士 玉 井 信 彦

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミロク情報サービスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミロク情報サービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社ミロク情報サービス  
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東 京 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 山 本 公 太  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 熊 谷 康 司  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 玉 井 信 彦  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミロク情報サービスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、企業集団としての内部統制システムの構築・運用状況、個別リスクの未然防止を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、他の監査役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

株式会社ミロク情報サービス 監査役会

常勤監査役 牧野博史 ㊟

社外監査役 薄井信明 ㊟

社外監査役 但木敬一 ㊟

(注) 監査役薄井信明及び監査役但木敬一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、業績、財務体質の強化および将来の事業展開等を総合的に勘案し、株主の皆様へ長期的に安定した配当を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金45円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は1,343,623,770円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月30日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

経営体制およびコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、第19条（取締役の員数）に定める取締役の員数の上限を2名増員し、11名から13名に変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は <u>11</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は <u>13</u> 名以内とする。



### 第3号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役であった由井俊光氏が2023年3月に辞任いたしました。つきましては、経営体制およびコーポレートガバナンス体制強化のため1名を増員し、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、取締役12名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況 (2022年度)
1	これ えた のぶ ひこ 是 枝 伸 彦 (男性)	再任	代表取締役会長 取締役会議長	16/17回
2	これ えた ひろ き 是 枝 周 樹 (男性)	再任	代表取締役社長 最高経営責任者 最高執行責任者	14/17回
3	すず き まさ のり 鈴 木 正 徳 (男性)	再任	取締役副会長 DX事業戦略室担当 コンプライアンス推進担当	17/17回
4	てら さわ けい し 寺 沢 慶 志 (男性)	再任	取締役常務執行役員 経営管理本部長兼社長室長 最高財務責任者 最高情報責任者	17/17回
5	いし かわ てつ し 石 川 哲 士 (男性)	新任	常務執行役員 営業本部長	—
6	たか だ えい いち 高 田 栄 一 (男性)	新任	常務執行役員 製品開発・サポート本部長 最高技術責任者	—
7	おお く ぼ とし はる 大久保 利 治 (男性)	再任	取締役 税経システム研究所所長代行	16/17回
8	いわ ま たか ひろ 岩 間 崇 浩 (男性)	再任	取締役 税経システム研究所副所長	17/17回
9	ご み ひろ ふみ 五味 廣 文 (男性)	再任	社外 独立	社外取締役 16/17回
10	きた ばた たか お 北 畑 隆 生 (男性)	再任	社外 独立	社外取締役 11/13回
11	いし やま たく ま 石 山 卓 磨 (男性)	再任	社外 独立	社外取締役 11/13回
12	やま うち あき 山 内 暁 (女性)	新任	社外 独立	—

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>これ えだ のぶ ひこ 是 枝 伸 彦 (1937年9月11日生)</p> <p><b>再任</b></p>	<p>1977年11月 当社設立 取締役 1980年11月 当社代表取締役社長 1988年12月 有限会社エヌ・ケー興産 (現・株式会社エヌケーホールディングス) 取締役(現任) 1992年6月 当社代表取締役会長兼社長 2004年6月 当社代表取締役会長兼社長 最高経営責任者 2005年4月 当社代表取締役会長 最高経営責任者 2015年4月 当社代表取締役会長 取締役会議長(現任)</p>	1,036,732株
<p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、設立から一貫して当社の経営を担っており、優れた経営能力を有しております。この豊富な経験と実績を、当社の経営と取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>これ えだ ひろ き 是 枝 周 樹 (1964年2月24日生)</p> <p><b>再任</b></p>	<p>1991年3月 株式会社エヌ・ケー企画 (現・株式会社エヌケーホールディングス) 取締役(現任) 1994年6月 当社取締役 1997年4月 株式会社ボイスメール(現・株式会社ニューフォリアクリエイツ) 代表取締役 1999年6月 当社常務取締役 2001年5月 当社専務取締役 2002年12月 株式会社エヌ・テー・シー代表取締役 2003年4月 当社取締役副社長 2004年6月 当社代表取締役副社長 最高執行責任者 2005年4月 当社代表取締役社長 最高執行責任者 2015年4月 当社代表取締役社長 最高経営責任者 2023年4月 当社代表取締役社長 最高経営責任者 最高執行責任者(現任)</p>	246,580株
<p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、長年にわたり当社の経営を担っており、経営全般に関する知見と力強い業務執行能力を有しております。この豊富な経験と実績を、当社の経営と取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	すずきまさのり 鈴木正徳 (1954年10月9日生) <b>再任</b>	1978年4月 通商産業省(現・経済産業省)入省 2008年7月 経済産業省産業技術環境局長 2010年7月 経済産業省製造産業局長 2011年8月 中小企業庁長官 2013年6月 経済産業省退官 2013年10月 日揮株式会社(現・日揮ホールディングス株式会社)顧問 2014年7月 日揮株式会社(現・日揮ホールディングス株式会社)取締役執行役員営業本部長代行 2014年9月 株式会社MJS M&Aパートナーズ取締役 2016年9月 日揮株式会社(現・日揮ホールディングス株式会社)取締役常務執行役員グローバル戦略室長代行 2018年6月 長野計器株式会社社外取締役(現任) 2020年10月 ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン株式会社社外取締役(現任) 2021年5月 株式会社MJS M&Aパートナーズ取締役会長(現任) 2021年6月 当社取締役 2022年6月 当社取締役副会長 DX事業戦略室担当 2023年4月 当社取締役副会長 DX事業戦略室担当 コンプライアンス推進担当(現任)	885株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、元中小企業庁長官としての豊富な経験と実績、経営戦略に関する相当程度の知見ならびに他社の取締役としての事業再生および新規事業開発の経験を有しております。これらを当社の経営と取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に一層活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	てら さわ けい し 寺 沢 慶 志 (1959年9月27日生) <b>再任</b>	2001年5月 当社管理本部財務グループ課長兼情報管理グループ課長 2002年4月 当社開発本部開発業務管理グループ課長 2005年4月 当社経営管理本部経営管理部長 2009年4月 当社社長室部長兼経営企画グループ部長兼経営企画統制チーム部長 2014年6月 当社社長室長代理兼経営企画グループ部長 2015年4月 当社常務執行役員経営管理本部長 最高財務責任者 2016年4月 当社常務執行役員経営管理本部長兼人事総務部長兼社長室長 最高財務責任者 2016年6月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長兼社長室長 最高財務責任者 2017年10月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長兼人事総務部長兼社長室長 最高財務責任者 2018年4月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長兼情報システム部長兼社長室長 最高財務責任者 最高情報責任者 2019年1月 株式会社MJS Finance & Technology 代表取締役 2020年4月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長兼社長室長 最高財務責任者 最高情報責任者 (現任) 2023年5月 株式会社MJS Finance & Technology 代表取締役会長 (現任)	19,759株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社の経営管理部門および開発部門で業務経験を重ねてきており、経営全般およびシステムに関する相当程度の知見を有しております。これらを当社の経営と取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	いしかわてつし 石川哲士 (1962年11月21日生) <b>新任</b>	2001年 5 月 当社営業本部東日本担当名古屋総支社 名古屋第三支社長 2002年 4 月 当社営業本部中部北陸圏統括部 名古屋総支社名古屋第二支社長 2005年 4 月 当社営業本部北東圏統括部さいたま総支社 さいたま第二支社長 2006年 4 月 当社営業本部企業ソリューション事業部 関東信越圏支社長 2009年 4 月 当社会計事務所チャンネル・パッケージ事業 本部中部圏統括部名古屋支社長 2012年 4 月 当社会計事務所チャンネル・パッケージ事業 本部中部北陸圏統括部副統括部長 兼名古屋支社長 2014年 4 月 当社営業本部中部北陸圏統括部長 2015年 4 月 当社執行役員営業本部中部北陸圏統括部長 2016年 4 月 当社執行役員営業本部首都圏統括部長 2020年 4 月 当社常務執行役員営業本部副本部長 兼営業推進部長 2023年 3 月 当社常務執行役員営業本部副本部長 兼営業推進部長兼北東圏統括部長 2023年 4 月 当社常務執行役員営業本部長 (現任)	600株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、長年にわたり当社営業部門において幅広い業務に携わり、豊富な経験と実績を有しております。これらを当社の経営と取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に活かすため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	たか だ えい いち 高 田 栄 一 (1966年8月16日生) <b>新任</b>	<p>1990年4月 アンダーセン・コンサルティング株式会社 (現・アクセンチュア株式会社) 入社</p> <p>2003年2月 アクセンチュア・テクノロジー・ソリューションズ株式会社 最高執行責任者</p> <p>2012年5月 アクセンチュア・テクノロジー・ソリューションズ株式会社とアクセンチュア株式会社の統合により、アクセンチュア株式会社 に転籍</p> <p>2013年4月 あらた監査法人(現・PwCあらた有限責任監査法人) 入社</p> <p>2016年7月 PwC Japanグループ パートナー 最高情報責任者</p> <p>2020年11月 アバナード株式会社執行役員 最高執行責任者 デリバリー統括</p> <p>2023年5月 当社常務執行役員製品開発・サポート本部長 最高技術責任者(現任)</p>	0株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、他社の最高執行責任者としての経営経験およびIT分野の統轄に関する豊富な経験を有しております。これらを当社の経営と取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に活かすため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
7	おおく ぼ とし はる 大久保 利 治 (1955年12月18日生) <b>再任</b>	<p>1992年4月 当社開発本部CS部長</p> <p>1996年10月 当社開発本部開発統括部長</p> <p>1999年6月 当社取締役企画・開発本部副本部長(開発担当)</p> <p>2002年4月 当社執行役員営業本部企業経営システム 事業部長</p> <p>2004年4月 当社執行役員営業本部会計事務所チャンネル 事業部長</p> <p>2006年4月 当社常務執行役員マーケティング本部長</p> <p>2007年4月 当社常務執行役員開発・サポート本部長</p> <p>2008年6月 当社取締役常務執行役員開発・サポート本部長</p> <p>2009年4月 当社取締役常務執行役員ソリューション 事業本部長</p> <p>2012年6月 当社常務取締役ソリューション事業本部長</p> <p>2014年4月 当社常務取締役開発本部長</p> <p>2015年4月 当社取締役税経システム研究所所長代行 (現任)</p>	10,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、長年にわたり当社開発部門の業務に携わり、また当社のシンクタンクである税経システム研究所では所長代行を務め、システム開発、財務・会計および税務・商法に関する豊富な知識と経験を有しております。これらを当社の経営と取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	いわ ま たか ひろ 岩 間 崇 浩 (1966年8月24日生) <b>再任</b>	2015年7月 当社執行役員製品開発・サポート本部付 2016年4月 当社執行役員製品開発・サポート本部副 本部長兼クラウド製品開発部長 2017年4月 当社常務執行役員製品開発・サポート本部長 兼bizsky事業部担当 最高技術責任者 2018年4月 当社常務執行役員製品開発・サポート本部長 兼R&Dセンター担当 最高技術責任者 2018年6月 当社取締役常務執行役員製品開発・サポー ト本部長兼R&Dセンター担当 最高技術責任者 2019年4月 当社取締役常務執行役員製品開発・サポー ト本部長 最高技術責任者 2019年5月 当社取締役常務執行役員製品開発・サポー ト本部長兼サポートセンター長 最高技術責任者 2019年10月 当社取締役常務執行役員製品開発・サポー ト本部長 最高技術責任者 2023年5月 当社取締役税経システム研究所副所長 (現任)	3,580株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、公認会計士、税理士としての高度な専門知識と、システムの開発・リスク管理および監査に関する豊富な経験を有しております。これらを当社の経営と取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	<p style="text-align: center;">ご み ひろ ふみ 五 味 廣 文 (1949年5月13日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立役員</p>	<p>1972年4月 大蔵省（現・財務省）入省  1996年7月 大蔵省（現・財務省）銀行局調査課長  1998年6月 金融監督庁検査部長  2000年7月 金融庁証券取引等監視委員会事務局長  2001年7月 金融庁検査局長  2002年7月 金融庁監督局長  2004年7月 金融庁長官  2007年7月 金融庁離職  2007年10月 西村あさひ法律事務所顧問  2009年10月 株式会社プライスウォーターハウスクーパース  総合研究所理事長  2009年11月 青山学院大学特別招聘教授（現任）  2011年6月 当社監査役  2014年1月 西村あさひ法律事務所アドバイザー  2014年9月 株式会社MJS M&amp;Aパートナーズ監査役（現任）  2015年2月 ポストコンサルティンググループ  シニアアドバイザー  2015年6月 アイダエンジニアリング株式会社  社外取締役（現任）  2016年6月 当社取締役（現任）  2016年6月 インフォテリア株式会社（現・アステリア  株式会社）社外取締役（現任）  2018年5月 株式会社MJS Finance &amp; Technology監査役  2019年6月 株式会社ZUU社外取締役（現任）  2020年5月 株式会社MJS Finance &amp; Technology  取締役（現任）  2020年6月 株式会社福島銀行社外取締役  2022年2月 株式会社新生銀行（現・株式会社SBI新生  銀行）取締役会長（現任）</p>	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]  同氏は、元金融庁長官としての豊富な経験と実績、経営戦略および事業再生に関する相当程度の知見ならびに他社の取締役としての経営経験を有しております。これらを当社の経営に活かしていただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
10	きた ばた たか お 北 畑 隆 生 (1950年1月10日生) <b>再任 社外</b> <b>独立役員</b>	1972年 4 月 通商産業省（現・経済産業省）入省 2004年 6 月 経済産業省経済産業政策局長 2006年 7 月 経済産業事務次官 2008年 7 月 経済産業省退官 2008年10月 日本生命保険相互会社特別顧問 2010年 6 月 株式会社神戸製鋼所社外取締役 丸紅株式会社社外監査役 2013年 6 月 丸紅株式会社社外取締役 2014年 6 月 セーレン株式会社社外取締役（現任） 日本ゼオン株式会社社外取締役（現任） 2020年 4 月 学校法人新潟総合学院開志専門職大学 理事・学長（現任） 2022年 6 月 当社取締役（現任）	0株
[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 同氏は、長年にわたり官界において経済産業省事務次官を含む要職を歴任し、退官後は大学理事・学長として高度な人材育成に従事するなど、幅広い見識と豊富な経験を有しております。これらを当社の経営に活かしていただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
11	いし やま たく ま 石 山 卓 磨 (1947年2月17日生) <b>再任 社外</b> <b>独立役員</b>	1986年4月 獨協大学法学部教授 1991年4月 早稲田大学商学部教授 2003年7月 M J S 税経システム研究所顧問 (現任) 2004年4月 日本大学法科大学院教授 2010年6月 沖電気工業株式会社社外取締役 2015年6月 吉田秀雄記念事業財団監事 (現任) 2017年4月 日本大学法科大学院客員教授 2018年4月 会計専門職大学院大原大学院大学教授 (現任) 2020年9月 生命保険アンダーライティング学院学院長 (現任) 2021年4月 会計専門職大学院大原大学院大学学長 (現任) 2022年6月 当社取締役 (現任)	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]</p> <p>同氏は、学識経験者、弁護士として幅広い見識と知識を有し、大学学長として法学・会計・保険分野の専門職育成に従事しております。この豊富な知識と経験を当社の経営に活かしていただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>			
12	やま うち あき 山 内 暁 (1974年11月5日生) <b>新任 社外</b> <b>独立役員</b>	2003年3月 早稲田大学大学院商学研究科修士課程修了 2006年3月 早稲田大学大学院商学研究科博士後期課程 単位取得退学 2006年4月 多摩大学経営情報学部助教授 2006年8月 M J S 税経システム研究所客員研究員 (現任) 2007年4月 多摩大学経営情報学部准教授 2009年4月 専修大学商学部准教授 2012年4月 早稲田大学商学部准教授 2016年4月 早稲田大学商学部教授 (現任)	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]</p> <p>同氏は、会計分野の学識経験者として豊富な経験を有しております。これらを当社の経営に活かしていただくことを期待し、また取締役会におけるジェンダー、世代等における多様性の確保を図るため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏が選任された場合は、指名諮問委員、報酬諮問委員およびコンプライアンス推進に諮問委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定およびコンプライアンス推進に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>			

- (注) 1. 五味廣文氏が兼職している株式会社SBI新生銀行は、当社の発行済株式の総数（自己株式を除く）の1.0%を保有する株主であります。当社社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。また、同社と当社とは電子決済等代行業に係るAPI利用契約を締結していますが、同社との取引は規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断される僅少なものです。また、同氏が兼職しているアステリア株式会社と当社とは、当社が技術的な助言を受けるためのアドバイザー契約および当社が同社製品を利用する契約を締結していますが、同社との取引は規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断される僅少なものです。当社は同社の株式を保有しておりますが、その保有割合は3.2%であります。同じく同氏が兼職しているアイダエンジニアリング株式会社および株式会社ZUUと当社との間に特別な関係はありません。
2. 北畑隆生氏が兼職している学校法人新潟総合学院開志専門職大学と当社とは、職業教育実施に係る協定を締結していますが、同法人との取引は規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断される僅少なものです。また、同氏が兼職しているセーレン株式会社および日本ゼオン株式会社と当社との間に特別な関係はありません。
3. 石山卓磨氏が兼職している会計専門職大学院大原大学院大学および生命保険アンダーライティング学院と当社との間に特別な関係はありません。
4. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 五味廣文、北畑隆生、石山卓磨、山内暁の4氏は、社外取締役候補者であります。
6. 北畑隆生氏が2022年6月まで社外取締役を務めていた株式会社神戸製鋼所およびグループ会社は、2017年10月、公的規格または顧客仕様を満たさない製品等につき、検査結果の改ざん等不適切な行為が行われていたことを公表し、当該行為の一部に関し、2019年3月に不正競争防止法違反の罪で有罪判決を受けました。同氏は、問題の発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃より社外取締役として企業のあるべき姿について、あるいはコンプライアンス遵守の視点に立った提言および注意喚起をしております。上記事実が発生した後は、同社の取締役会において、調査方法の適正性・妥当性に加え、原因究明と安全性検証に向けた様々な意見表明を行った他、同社の品質ガバナンス再構築委員会の委員として再発防止策の策定に寄与しました。2018年6月からは、同社取締役会の議長に就任し、取締役会において再発防止策の実行、同社のガバナンス改革や社員の意識改革など信頼回復に向けた取り組みに関して定期的に報告を受けつつ指摘を行うことにより、各種の取り組みを適切にモニタリングし、その職責を適切に果たしました。なお、当社は、同社の再発防止策が順次実行に移され、計画通り進捗している旨を、同社の公表資料等にて確認しております。
7. 社外取締役としての責任限定契約について  
当社は、五味廣文、北畑隆生、石山卓磨の3氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額であります。なお、五味廣文、北畑隆生、石山卓磨の3氏の再任が承認された場合、当社は、3氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。また、山内暁氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 役員等賠償責任保険契約の概要について  
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「Ⅲ. 会社役員に関する事項 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。なお、各取締役候補者の再任が承認された場合、各取締役候補者は引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、山内暁氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
9. 社外役員の独立性について  
当社は、五味廣文、北畑隆生、石山卓磨の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。3氏の再任が承認された場合は、当社は3氏を引き続き独立役員とする予定であります。また、山内暁氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

<ご参考>取締役会のスキルマトリックス（本総会において各候補者が選任された場合）

当社取締役会は、当社が「中期経営計画Vision2025」を着実に実行し、継続的な企業価値の向上を図る上で重要な分野として「中小企業・小規模事業者支援」「マーケティング・IT・コンサルティングセールス（既存事業領域）」「新規事業創出」、また、会社経営の観点から重要と考えられる分野として「企業経営・経営戦略」「財務・会計・税務」「法務・リスクマネジメント・コンプライアンス」と定義しました。

その上で、各取締役に特に期待される分野を3つ、監査役に特に期待される分野を1つ選択しております。

当社の取締役および監査役は、既存ERP事業の進化・ビジネスモデルの変革と新規事業によるイノベーション創出を実現するために必要なスキルを備えた、全体的にバランスのとれた布陣であると考えております。

なお、本スキルマトリックスは、各役員の有するスキルのすべてを表すものではありません。37ページから45ページの略歴等に記載した〔取締役候補者とした理由〕もご覧ください。

氏名	当社における地位	企業経営・経営戦略	財務・会計・税務	中小企業・小規模事業者支援	マーケティング・IT・コンサルティングセールス	新規事業創出	法務・リスクマネジメント・コンプライアンス
是枝伸彦	取締役	●		●			●
是枝周樹	取締役	●			●	●	
鈴木正徳	取締役	●		●			●
寺沢慶志	取締役	●	●				●
石川哲士	取締役		●	●	●		
高田栄一	取締役	●			●	●	
大久保利治	取締役	●		●	●		
岩間崇浩	取締役		●		●	●	
五味廣文	社外取締役	●	●				●
北畑隆生	社外取締役			●		●	●
石山卓磨	社外取締役	●	●				●
山内暁	社外取締役		●	●			●
牧野博史	監査役						●
薄井信明	社外監査役		●				
但木敬一	社外監査役						●



#### 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

本総会終結の時から次期定時株主総会開始の時までの間に、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

候補者井上真氏は常勤監査役牧野博史氏の、候補者大淵博義氏は社外監査役薄井信明氏および社外監査役但木敬一氏の補欠として選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	いの うえ しん 井 上 真 (1952年11月11日生)	1991年4月 当社企画本部商品企画部第二課長 1992年4月 当社開発本部開発企画課長 1993年6月 当社営業統括本部営業企画部営業企画グループ契約システム再構築プロジェクト担当主事 1997年10月 当社経営企画室MIC11推進室課長 1998年4月 当社経営企画室計画統制グループ部長 2001年5月 当社執行役員マーケティング本部副本部長兼マーケティング戦略室長兼商品企画グループ長兼ファイナンシャル事業部長 2004年6月 株式会社共栄コンサルティンググループ代表取締役 2010年4月 当社税経システム研究所所長代行 2014年4月 当社会計事務所チャンネル・パッケージ事業本部会計事務所経営支援室長 2016年4月 当社社長室経営企画・広報IRグループ参与(現任)	0株
[補欠の監査役候補者とした理由] 同氏は、当社の営業部門、開発部門、経営企画部門、シンクタンクである税経システム研究所および子会社において要職を歴任し、幅広い業務に携わり、豊富な経験と実績を有しております。これらを、監査役に就任した場合に、当社の監査体制の強化に活かすため、補欠の監査役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	おお ぶち ひろ よし 大 淵 博 義 (1944年1月21日生)	1981年4月 国税庁直税部審理室訴訟係 1986年7月 国税庁直税部審理室訟務専門官 1987年4月 明治学院大学非常勤講師(税法) 1990年7月 東京国税局調査第一部特別調査官 1992年7月 国税庁税務大学校教授 1995年4月 中央大学商学部教授 2003年11月 M J S 税経システム研究所顧問(現任) 2014年4月 中央大学名誉教授(現任) 2015年6月 税理士登録 2021年11月 租税訴訟学会会長(現任)	0株
<p>[補欠の社外監査役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、国税庁、東京国税局における豊富な経験、および学識経験者、税理士として税務分野に関する深い見識を有しております。これらを、監査役に就任した場合に、当社の監査体制の強化に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大淵博義氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役との責任限定契約について  
当社は、大淵博義氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の契約(責任限定契約)を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額であります。
4. 役員等賠償責任保険契約の概要について  
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「Ⅲ. 会社役員に関する事項 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。井上真氏または大淵博義氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
5. 大淵博義氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。



## 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2022年6月29日開催の第45回定時株主総会において、年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額80百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（社外取締役を除く）は6名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役12名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（社外取締役を除く）は8名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭債権の支給にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

## 【本割当契約の内容の概要】

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により当社の普通株式の発行または処分を受けた日より当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとし（以下「譲渡制限」といいます。）。ただし、当該退任または退職した直後の時点が、本割当株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができるものとし（以下「譲渡制限の調整」といいます。）。

### (2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）の満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他の正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、①当該対象取締役が正当な事由により、役務提供期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合、または、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な事由以外の事由により、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとし（以下「譲渡制限の解除の調整」といいます。）。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとし  
ます。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、多様で優秀な人材を獲得し継続的企業価値のさらなる向上を目指すため、上場企業全体および同業他社の報酬水準を考慮した役割および職責等に相応しい水準として決定することを基本方針とし、固定報酬、業績連動報酬および非金銭報酬により構成する。なお、社外取締役は、独立した立場から経営の監視・監督機能を担うことから、固定報酬のみ支給するものとする。

② 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬であり、役位、経験および担当業務を考慮しながら総合的に勘案して決定する。

③ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、成果・業績に対して処遇されるものであり、事業全体から得られる利益と連動するものとする。

具体的には、業績連動報酬に係る指標として連結経常利益を採用し、単年度の業績を勘案し決定するものとし、その支給方法は、その総額を月額に按分し毎月金銭報酬として支給する。

非金銭報酬は、基本的に退任時に譲渡制限を解除することを約した譲渡制限付株式報酬とし、役位、経験、担当業務、金銭報酬との割合および株価を総合的に考慮して付与株数を決定し、毎年一定時期に支給する。

④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬の割合については、役位、経験、担当業務およびその業績を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

⑤ 取締役個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の基本報酬および業績連動報酬額については、報酬諮問委員会を中心に取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を審議、決定し、取締役会の承認のもと代表取締役会長、代表取締役社長および取締役経営管理本部長（CFO）にその決定を一任し、受任者は当該方針に基づき協議し決定するものとする。

また、個別の取締役に付与する非金銭報酬である譲渡制限付株式の数は、取締役会において決定するものとする。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿四丁目15番3号  
住友不動産西新宿ビル3号館2階  
ベルサール西新宿 ROOM1  
TEL 03-3320-2611 (代表)



## 交通のご案内

- 「西新宿五丁目」駅「A1出口」徒歩6分（都営大江戸線）
- 「都庁前」駅「A5出口」徒歩7分（都営大江戸線）
- 「西新宿」駅「2番出口」徒歩12分（東京メトロ丸ノ内線）
- 「新宿」駅「西口」徒歩15分（JR線他）

## （バス利用の場合）

新宿駅西口交番協階段地上出口11 ⑩⑪番乗場より乗車  
「十二社池の下」下車 熊野神社方向徒歩2分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

